

トイレ searching サービス約款

第1章 総則

第1条 (取扱い)

レンジャーシステムズ株式会社(以下「当社」とします。)が、「トイレ searching サービス」(以下「本サービス」とします。)の契約者(以下「契約者」との間で締結する本サービスの利用に関する契約(以下「サービス利用契約」とします。))は、この約款の定めるところによるものとします。

第2条 (用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	意味
当社の設備	本サービスに供される機器、器具その他の設備
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
電気通信事業者	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを業として行う者
電気通信サービス	電気通信設備を利用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
クラウドサービス	コンピュータネットワークをベースとしてコンピュータ資源の利用形態
送付	郵送又は電子メール添付の方式のいずれかのもの
テナント管理ID	本サービスの契約者に提供する管理画面のID

第3条 (利用規定)

当社は、必要に応じて、本サービスに関連する各サービスに適用される利用規定を定めることがあります。

第4条 (協議)

この約款に定めのない事項については、契約者と当社との協議により定めるものとします。

第5条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更する場合があります。その場合には、料金その他のサービス提供の条件は、変更後の約款によることとします。

- この約款を変更する場合は、当社は当該変更により影響を受ける契約者に対して当社の定めた方法により、変更後1週間以内にその内容を通知します。
- 契約者は、第13条(解約)に関わらず、前項の通知があつてから10日間以内に本約款に基づくサービス利用契約の解除をすることができます。ただし、利用期間に関わらず月額費用の残契約期間の返金はしないものとします。

第2章 本サービスの内容

第6条 (本サービスの機能)

本サービスで提供される機能は以下のとおりです。

- (1) センサー付ビーコンによるトイレ利用状況検知の送信機能
- (2) BLE ゲートウェイ装置によるセンサー情報アップロード機能
- (3) BLE ゲートウェイ設定機能 (内蔵 WEB サーバによる)
- (4) テナント管理画面によるトイレ設定機能
- (5) 利用ユーザ向け WEB ページによる情報提供機能
- (6) Android アプリによるディスプレイ表示機能 【オプション】
- (7) トイレ利用状況の CSV データダウンロード機能 【オプション】
- (8) API 提供機能 【オプション】

第7条 (マニュアル)

前条に定める各機能、各利用方法については、マニュアルに記載するものとします。

第3章 サービス利用契約

第8条 (見積書の送付)

当社は、契約者が利用する本サービスと、その利用料金を記載した見積書を契約者に送付するものとします。

第9条 (サービス利用契約の申込み)

契約者は、前条の見積書を受領後、当社所定のサービス利用申込書(以下「申込書」とします。)に必要事項をご記入のうえ、これを当社に提出するものとします。

第10条 (サービス利用契約の成立)

サービス利用契約は、申込書が当社に到達したときに成立するものとします。

第11条 (サービスの開始)

当社は、申込書を受領してから速やかに本サービスの提供開始の準備に着手するものとします。

- 2 当社は、本サービスの提供準備が完了し次第、サービス利用開始通知(以下「利用開始通知」とします。)および請求書を送付するものとし、契約者が利用開始通知を受領した日をサービスを利用開始日とします。

第12条 (利用期間)

利用期間は、別途定める場合を除き、サービス利用開始月及びサービス利用更新月から当社の指定する利用開始月を含む12ヶ月後の末日までとします。月額費用は12ヶ月分を事前請求するものとします。

第13条 (解約)

契約者は、1ヶ月以上の期間をおいた事前の解約の通知書を当社に送付することにより、本契約を解約することができるものとします。ただし、利用期間内の解約については、利用期間に関わらず月額費用の残契約期間の返金はしないものとします。

第14条 (権利譲渡)

契約者は、当社の書面による事前の合意を得ない限り、本約款に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

第4章 本サービスの利用中止等

第15条 (本サービスの提供中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 停電、当社が設置する設備の障害等、やむを得ない事由により本サービスを提供することができないとき
 - (3) クラウドサービスや電気通信事業者などが本サービスの電気通信サービス提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
- 2 当社は、本サービスの提供を一時的に中止する場合には、契約者に対し3営業日以上前に、その旨と理由並びに中止予定期間を通知します。ただし、緊急等をやむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、第1項所定の事由により、本サービスの提供が中止されたことによって契約者に生じた損害を賠償する責任を負いません。

第16条 (本サービスの利用の制限)

当社は、契約者が当社の設備に過大な負荷を生じる行為をした場合は、本サービスの利用を制限することがあります。

- 2 当社は、前項所定の事由により、通信利用が制限されたことによって契約者に生じた損害を賠償する責任を負いません。

第17条 (本サービスの提供停止)

当社は、契約者が次の各号に該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 利用料金の支払いを怠り、当社からの催告にもかかわらず、なお支払いがなされないとき
 - (2) 本約款又は仕様書に定める条件に違反した本サービスの利用方法をしたとき
 - (3) 本約款に違反して、第三者にサービス利用契約上の地位を譲渡したとき
 - (4) 前各号に定めるほか、サービス利用契約上の債務の履行を怠ったとき
- 2 当社は本サービスのメンテナンスのため、本サービスの提供を停止することがあります。
- 3 前項の規定により本サービスの提供を停止する場合は、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急である場合などやむを得ない場合は、事後に通知します。
- 4 当社は、本条第1項または第2項に基づき利用が制限されたことによって契約者に生じた損害を賠償する責任を負いません。

第18条 (当社によるサービス利用契約の解約)

当社は、以下の場合に、サービス利用契約を解約することがあります。

- (1) 前条第1項(1)、(2)および(4)に基づく本サービスの提供停止期間が1ヶ月に及んだとき、または、それらに基づく本サービスの提供停止が繰り返あったとき
 - (2) 前条第1項(3)に基づく本サービスの提供停止があったとき
 - (3) その他、契約者に本約款上の重大な違反が認められる場合や、契約者が本サービスと同様のサービスを第三者に提供したりするなど、契約者に対する本サービスの提供を継続し難い重大な理由が認められるとき
- 2 当社は、本条に基づいてサービス利用契約が終了したことによって契約者に生じた損害を賠償する責任を負いません。

第19条 (本サービスの終了)

当社は、本サービスの一部又は全てを終了する場合があります。

- 2 当社は前項の規定により本サービスを終了する場合は、契約者に対し、終了する2ヶ月前までに書面によりその旨を通知します。
- 3 当社は、本条に基づいて本サービスが終了したことによって契約者に生じた損害を賠償する責任を負いません。

第5章 料金等

第20条 (本サービスの利用料金)

本サービスの利用料金は以下の項目から構成され、サービス利用開始月から発生します。

- (1) 初期費用
 - (2) 月額費用
- 2 前項の各項目は次条に定める計算式により算出するものとします。
- 3 本サービスの利用料金に対する消費税相当額、並びに、振込手数料等支払いにかかる費用は契約者の負担とします。

第21条 (料金の算定)

本サービスの利用料金は以下の計算式にて算出します。なお、以下の各費用は第8条に定める見積書に記載するものとします。また、(イ)オプション機能は、各機能を利用する場合のみ発生します。

(1) 初期費用

(ア) 基本機能

BLE ゲートウェイ費用、センサー付ビーコンの費用、およびそれぞれの登録にかかる費用です。初期費用の請求額は以下のように計算します。

$$\frac{\text{BLE ゲートウェイ初期費用} \times \text{BLE ゲートウェイ数} + \text{センサー付ビーコン初期費用} \times \text{センサー付ビーコン数}}{\text{センサー付ビーコン数}}$$

(イ) オプション機能

【ディスプレイ表示機能】

$$\frac{\text{フロア登録費用} \times \text{登録数}}{\text{登録数}}$$

(2) 月額費用

(ア) 基本機能

基本機能にかかる月額費用は、利用する BLE ゲートウェイ数、SIM カード付きサービスが選択された場合の通信量、および、センサー付ビーコンの数量に応じたシステム月額利用費用の1年分(12ヶ月分)を、利用開始月および更新月に請求します。月額費用の請求額は以下のように計算します。

$$\frac{(\text{BLE ゲートウェイ月額費用} \times \text{BLE ゲートウェイ数} + \text{センサー付ビーコン月額費用} \times \text{センサー付ビーコン数}) \times 12 \text{ヶ月分}}$$

(イ) オプション機能

【ディスプレイ表示機能】

$$\frac{\text{ディスプレイ表示機能月額費用} \times \text{Android ページ数} + \text{ディスプレイ表示機能にかかる SIM 通信料} \times \text{SIM 数}}$$

※SIM 通信料は、SIM カード付サービスが選択された場合に発生します。

【CSV データダウンロード機能】

$$\text{CSV データダウンロード機能月額費用} \times \text{アカウント数}$$

【API 提供機能】

$$\text{API 提供機能月額費用} \times \text{アカウント数}$$

- 2 当社は、前項に基づき算定された初期費用、月額費用を請求書に記載し、利用開始通知と併せて契約者に通知するものとします。

第22条 (利用料金等の支払義務)

契約者は、実際の本サービス利用の有無に関わらず、第23条(利用料金等の支払方法)に定める方法により、初期費用、月額費用および消費税相当額を支払う義務を負うものとします。

- 2 第15条(本サービスの提供中止)及び第17条(本サービスの提供停止)の規定により本サービスの提供が中止又は停止された場合における当該中止又は停止の期間は、当該サービスの提供があったものとして取扱うものとします。

第23条 (利用料金等の支払方法)

契約者は、当社が利用開始通知と同時に送付する請求書の記載に基づき、本サービスの利用料金および消費税相当額を、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。

第24条 (サービス利用不能時の料金減額の範囲)

当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社にて当該状態が生じたことを知った時刻から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能時間」とします。)当該状態が継続した場合は、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)を日数とし、月額費用のその対応する日数について、月額費用相当額を上限として利用料金等から減額または払い戻します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から1ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者は、その権利を失うものとします。

第6章 当社の責任の範囲

第25条 (責任の限定)

当社の責に帰すべき事由により本サービスの提供を怠り契約者に損害が生じた場合、当社が契約者に損害賠償をする範囲は、当社が本サービスの提供を怠った当時当社が予見可能であった事情を基礎として、相当因果関係のある直接的な損害のみとし、データの消失、逸失利益、偶発的損害、間接的損害、派生的損害、懲罰的賠償金等は損害賠償の範囲には含まれません。

- 2 前項に基づいて、当社が契約者に損害を賠償する場合の上限は、テナント管理 ID ごとのお申込金額とします。

第26条 (担保責任)

当社は契約者に対して、引渡し時において商品が正常な性能を整えていることのみを担保し、契約者の使用目的への適合性については担保しないものとします。

第27条 (担保責任の範囲)

利用期間中、契約者の責によらない事由により生じた性能の欠陥により商品が正常に動作しない場合は、以下の手順により交換するものとします。

- 2 契約者は速やかに当社に対してその旨を通知し、当社の了承を得た後当社は当該交換品を契約者に送付します。契約者は、交換品到着後、速やかに当該個商品を当社に送付または当社が引き取りをします。
- 3 発送時に発生する取り外し費用や運送費用、設置費用の負担者は協議の上決定するものとします。
- 4 前項にかかわらず、以下の事由により機械の運用または性能に問題が生じた場合については、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 当社が契約者に引渡した時点とは異なる仕様で商品が使用された場合
 - (2) バージョンの異なるオペレーティングシステムをインストールした場合
 - (3) 契約者が独自に周辺装置を増設した場合においてそれらをインストールまたは増設しない場合には問題が生じないような場合

第28条 (商品の使用管理義務)

契約者は商品を管理者の注意をもって使用中管理し、これらに要する消耗品および費用を負担するものとします。契約者は商品をその本来の使用目的以外に使用しないものとします。

- 2 契約者は当社の書面による承諾を得ないで商品の譲渡、質入れ、転貸および改造をしてはなりません。また契約者は商品を分解、修理、調整したり、貼付された当社の所有権を明示する標識、調整済みの標識などを除去し毀損しないものとします。
- 3 契約者は、商品が常に良好な使用状態を保つよう契約者の責任と負担で点検整備を行い、商品が損傷を受けたときには、その原因の如何を問わず契約者の責任と負担で修繕、修復を行なうものとします。
- 4 契約者が商品を納品場所以外に移動する場合には、当社の書面による承諾を得るものとします。
- 5 当社または当社の代理人は、いつでも商品をその使用場所で点検できるものとします。
- 6 商品自体およびその設置、保管、使用によって第三者が損害を被った場合には契約者がこれを賠償するものとします。

第29条 (商品の瑕疵等)

契約者は、次の第1項、または商品の引渡し後は第2項もしくは第3項に関し、当社に対し意義苦情の申立および、または損害賠償請求等いかなる請求もできないものとします。

- (1) 天災地変、ストライキその他の不可抗力ならびに運送業者の都合、その他専ら当社の責に帰し得ない事由による商品の引渡しの遅延または引渡し不能
- (2) 商品の仕様、構造、品質、商品に関するソフトウェア等その他一切の瑕疵およびその他商品に関する一切の事項
- (3) 商品の選択、決定に際しての契約者の錯誤

第30条 (商品の滅失等)

商品が天災地変、その他不可抗力の場合を含め滅失し、または毀損、損傷して修理、修復不能となったときは、契約者は当社に対しその旨通知し、当社がその事情を認めたとき本サービスは終了するものとします。この場合、商品が存在するときは、契約者はこの約款の商品に関する規定に従うものとします。

- (1) 前項により本サービスが終了した場合には、契約者はその原因の如何を問わず、代替商品の購入代価相当額を直ちに当社に支払うものとします。

第31条 (商品の所有権侵害等の禁止)

契約者は、当社が物件に当社の所有権を表示する旨要求したときは、直ちに当社の指示に従い、これを表示するものとします。

- 2 契約者は商品について次の行為、その他当社の所有権を侵害する行為をしてはなりません。
 - (1) 日本国外に持ち出すこと
 - (2) 担保に入れること
 - (3) 第三者に譲渡し、または占有名義を移転すること
- 3 契約者は、当社の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることはできないものとします。
 - (1) 商品について造作、加工等その他一切の現状変更をすること
 - (2) 商品を第三者に転貸したり、この約款に基づく当社の権利、地位を第三者に譲渡すること
 - (3) 商品を利用明細書記載の使用場所から移動すること
- 4 商品に付着した他の商品の所有権は、当社が書面により契約者の所有権を認めた場合のほか、無償で当社に帰属するものとします。
- 5 もし、第三者が商品について権利を主張したり、仮処分や強制執行をして当社の所有権を侵害する恐れがあるときは、契約者は、この約款またはこの約款に基づく公正証書を提示し、商品が当社の所有であることを主張証明して、その侵害の防止に努めるとともに、直ちにその事業を当社に知らせるものとします。

第32条 (データの保存)

本サービスにより取得するデータについては、取得後半年間保存いたします。

尚、解約後については、解約翌日に解約対象テナント ID に紐づく全データを削除いたします。

第33条 (プログラムの複製等の禁止)

契約者は、商品の一部を構成するプログラムがある場合、そのプログラムに関して次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 有償であると無償であるを問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再使用权を設定し、または複製し、第三者に使用させること
 - (2) プログラムの全部または一部を複製すること
 - (3) プログラムを変更または改作すること
- 2 契約者は、プログラムの保管あるいは使用に起因して損害が発生したときは、一切の賠償責任を負い、当社または所有者に何らの負担はかけないものとします。

第7章 その他

第34条 (サービス内容及び料金の変更)

当社は本サービスの内容及び料金を変更できるものとします。この場合、当社は、変更後の本サービスの内容及び料金を都度速やかに契約者に通知することとします。契約者は、第13条(解約)に関わらず、前項の通知があつてから10日間以内に本約款に基づくサービス利用契約の解除を行うことができることとします。

第35条 (機密保持)

契約者及び当社は、双方の事前の書面による承諾なくして、本約款を通じて相手方から口頭又は書面を問わず開示された機器類、貸与物品、アイデア、ノウハウ、データ等の相手方の技術上、営業上及び業務上の一切の情報(以下「秘密情報」という)を本サービスの利用目的以外に使用せず、第三者への開示、漏洩しないものとします。但し、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合又は主務官庁より報告を要請された場合は、その限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約者及び当社が次の各号に一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとします。
- (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報・開示され又は知得する以前に自らがすでに所有していた情報
 - (2) 開示され又は知得した後、自らの責に帰し得ない事由により公知となった情報
 - (3) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - (4) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
- 3 契約者及び当社は、本サービスの利用に関して、双方の承諾なしに第三者に開示、漏洩しないものとします。
- 4 契約者及び当社は、自己の役職員又は第三者に秘密情報を使用させようとする場合、当該役職員又は第三者に本約款と同様の機密保持を課すとともに、当該役職員(退職又は退任後も含む)又は第三者が機密保持に違反することのないように、必要な措置を講じるものとします。
- 5 本条の規定については、本サービスの終了にかかわらず、その効力は消滅せず、なお有効に存続します。

第36条 (反社会的勢力の排除)

契約者及び当社は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第37条 (準拠法)

本約款の解釈、適用についての準拠法は日本法とします。

第38条 (裁判管轄)

本約款に関する法的紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意裁判所とするものとします。

第39条 (契約終了後の処置)

本サービスの利用終了後において、双方で確定した債権債務が存在する場合、契約者及び当社は、速やかにこれを清算するものとします。

- 2 本サービスの利用終了時において、双方に確定していない債権債務が存在する場合、当該債権債務のすべてが確定した後、契約者及び当社は速やかにこれを清算するものとします。
- 3 契約者は、本サービスの利用が終了した場合、本約款に基づき、貸与されたマニュアル、当社の機密文書その他の物品を速やかに当社に返還しなければなりません。

第40条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用に際して、以下に記載することを行なってはなりません。

- (1) 虚偽の事実を乙に届け出る行為

- (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利、財産、プライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- (5) その他法令又は約款等に違反する行為又は違反するおそれのある行為
- (6) その他乙が不適切と判断する行為

第41条 (再卸先事業者に係る責任)

契約者が当社より卸提供を受けた本サービスを他事業者(卸先が数次にわたる場合は、すべての卸先を含み、以下これらを総称して「再卸先事業者」という。)が本サービスを転貸与する場合は、契約者は、再卸先事業者との間の契約において、本約款に基づく契約者の義務と同等の義務を再卸先事業者(卸先)に負わせるものとします。

- 2 契約者は、再卸先事業者の本約款上の義務の免除又は軽減を主張することができず、当社は、再卸先事業者の行為を全て契約者の行為とみなし、契約者に対し、本サービス利用上の責任を問うことができます。
- 3 契約者は、再卸先事業者による本サービスの転貸与に関する苦情等が発生した場合、自らの責任で再卸先事業者に対する苦情等の対応を実施し、これら苦情等の内容及び対応について、当社が契約者に対して報告を求めた場合、契約者は速やかに当社に報告するものとします。

第42条 (知的財産権)

契約者は、本サービスの申し込みにより、当社に帰属又は当社が許諾を得ている知的財産権に関する権利を契約者に譲渡するものではないこととします。

第43条 (免責)

当社は、本サービスの利用において、契約者又は契約者の顧客等に対して損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しないものとします。

- 2 前項の他、契約者は、当社に求償できる範囲は直接かつ現実に生じた損害とし、逸失利益又は契約者の顧客に対し行う損害賠償等その他、一切の損害について、当社に対し求償しないこととします。

第44条 (知的財産権)

契約者は、本サービスの申し込みにより、当社に帰属又は当社が許諾を得ている知的財産権に関する権利を契約者に譲渡するものではないこととします。

第45条 (損害賠償)

契約者は、本約款の各条項に違反し、当社または第三者に損害を与えた場合、当社に当該全損害を賠償するものとします。

第46条 (残存効)

本サービスの利用終了後も、第 35 条(機密保持)、第 38 条(裁判管轄)、第 39 条(契約終了後の処置)、第 43 条(免責)、第 45 条(損害賠償)、第 46 条(残存効)の定めは、なお有効に存続するものとします。

付則

この約款は、2016 年 6 月 1 日から発効します。

改訂:	2016 年 9 月 1 日	ver1.1
	2017 年 2 月 17 日	ver2.0
	2017 年 3 月 27 日	ver3.0
	2018 年 4 月 25 日	Ver4.0